

概要版

## 第6期

# 佐渡市高齢者保健福祉計画

## ・介護保険事業計画

佐 渡 市

# 計画策定の趣旨

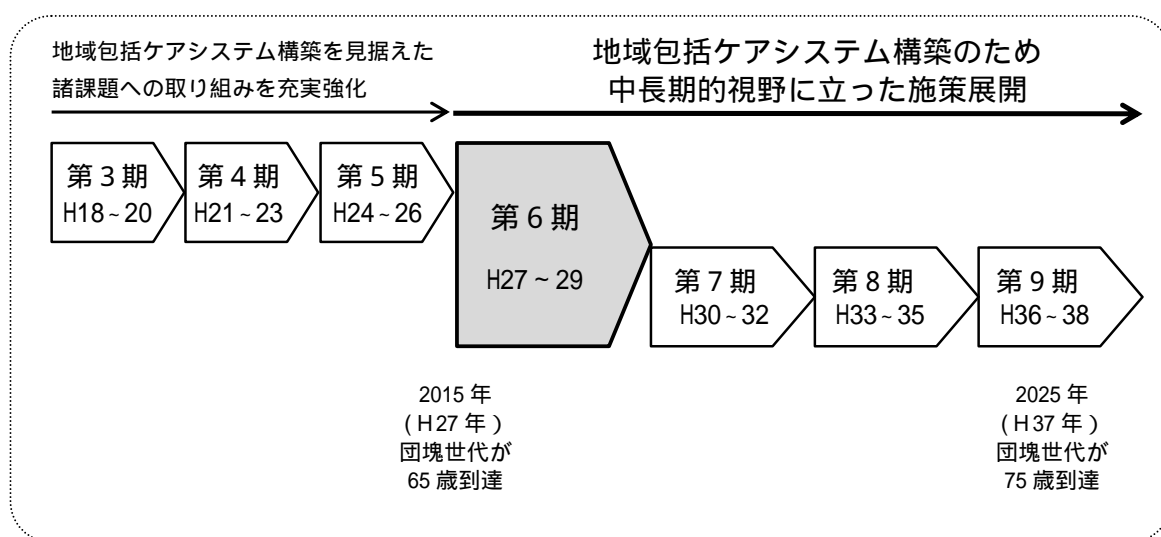
平成27年度に介護保険法が改正され、第6期計画期間中に要支援者の訪問介護と通所介護を市町村が展開する多様な「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）へ移行することとなりました。また、医療ニーズの高い高齢者の増加、認知症の高齢者の増加、単身や高齢者のみの世帯の増加等も引き続き課題であり、介護が必要な状態になっても地域で自立した生活を営めるよう「医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス」が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現にむけた体制づくりをさらに推進する必要があります。

こうした課題に答え、今後ともさらに進展する高齢化に伴う諸課題に対応するため、本市における高齢者福祉施策および介護保険事業の方向性を示すとともに、その安定的運営を目的として、「第5期佐渡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の見直しを行い、平成27年度からの施策の指針とする「第6期佐渡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

# 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成29年度までの3年間を計画期間とします。同時に、団塊の世代が75歳に到達する平成37年（2025年）を見据えた中長期的な視野に立ち、第5期から開始している取り組みを発展させ、本格化していく計画とします。

## 計画期間



第1期・第2期計画は5年を1期として3年ごとに見直す計画でしたが、第3期計画からは3年を1期とする計画に見直されました。

# 佐渡市の状況

## 1. 高齢者人口の現状

### (1) 長期的傾向

国勢調査（平成22年10月）による本市の総人口は、62,727人であり、平成7年の74,949人に比べて12,222人（16.3%）が減少し、若者を中心に島外への流出が続いています。高齢者（第1号被保険者）数は23,081人であり、総人口に占める割合は36.8%で3分の1以上を占め、さらに上昇傾向が続いています。年齢階層の内訳は、前期高齢者が9,137人、後期高齢者が13,944人であり、総人口が年々減少している中で、後期高齢者数は年々増加しています。また、40～64歳の第2号被保険者数は、20,411人で年々減少しています。

（単位：人、％）

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口		74,949	72,173	67,386	62,727
0～39歳		27,080	24,887	21,873	19,145
第2号被保険者	40～64歳	26,692	24,133	21,995	20,411
	65～74歳	11,878	12,402	11,122	9,137
第1号被保険者	75歳以上	9,299	10,751	12,396	13,944
	計	21,177	23,153	23,518	23,081
高齢化率		28.3%	32.1%	34.9%	36.8%

各年10月1日現在。資料：国勢調査

平成22年の国勢調査において、年齢不明者が90人いたため、総人口と各年齢層との合計は一致しない。

### (2) 近年の傾向

住民基本台帳人口による平成26年10月1日現在の本市の総人口は、59,868人となっており、年々、減少する傾向にあります。一方、65歳以上の高齢者人口も平成23年にはいったん減少しましたが、平成24年度以降、団塊世代が65歳に達し始めて、増加に転じて平成26年には23,254人となっています。以上のことから高齢化率は38.8%と年々上昇しています。

（単位：人、％）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	64,374	63,302	62,078	61,025	59,868
65歳以上人口	23,156	22,829	22,962	23,182	23,254
高齢化率	36.0%	36.1%	37.0%	38.0%	38.8%

各年10月1日現在。

# 計画期間における将来推計

## 1. 高齢者人口の推計

総人口、高齢者人口ともに減少するものと見込まれます。ただし、高齢者人口は、その内訳をみると、65～74歳の前期高齢者は一貫して減少するものの、75歳以上の後期高齢者は平成32年度以降の5年間で増加に転じるものと見込まれます。また、高齢者人口よりも総人口の減少率が大きいことから高齢化率は上昇し、第6期計画の最終年度である平成29年度の高齢化率は40.8%、長期的な視点を置く平成37年度には43.0%になるものと推計されます。

(単位：人、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総人口	57,909	56,985	56,061	53,289	48,777
65～74歳	9,240	9,219	9,198	9,135	7,738
75歳以上	13,959	13,805	13,654	13,195	13,247
合計	23,199	23,024	22,852	22,330	20,985
高齢化率	40.1%	40.4%	40.8%	41.9%	43.0%

国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』をもとに算出。

## 2. 要介護等認定者の推計

上記推計による高齢者人口および平成24～26年度の要介護認定率をもとに、本計画期間中および平成32年、平成37年の要介護認定者数を次の通り推計しました。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	413	399	387	396	355
要支援2	669	671	673	699	681
要介護1	1,111	1,174	1,237	1,352	1,277
要介護2	920	970	1,025	1,118	1,149
要介護3	624	596	578	597	554
要介護4	797	862	933	1,069	1,107
要介護5	888	873	860	839	856
総数	5,422	5,545	5,693	6,070	5,979

# 計画の基本理念と基本目標

本市の高齢者の置かれている状況を踏まえ、今後3年間の高齢者保健福祉施策および介護保険事業の基本理念を次の通り定めます。

## 生きがいにあふれ、いつまでも自分らしく暮らせる佐渡

高齢者が、健康で生きがいをもち、いきいきとした生活ができるよう、健康づくり・介護予防を推進するとともに、たとえ介護や支援が必要となっても、その人らしく住み慣れた地域において、本人の能力に応じた自立した生活が維持できることが大切です。そのために、地域社会に基盤を置いたさまざまな保健・福祉・介護などのサービスが選択できるとともに、家族・仲間・地域がつながり、支え合う仕組みをつくります。

### 基本目標1 一人ひとりの高齢者の尊重と自立の支援

高齢者が加齢に伴う身体上、精神上的の障がいや生活上の困難があっても、自分の生き方や自分の生活のあり方を自分自身で判断し、決定し、行動していくことは人間として当然の権利です。

本市は、すべての高齢者を個人として尊重し、たとえ介護や支援が必要になっても、可能な限り自分自身による意思決定のもとで、その人なりの自立した生活をめざしていくことを支援します。

### 基本目標2 ふれあいと支えあいによる地域づくり

高齢者が個人として尊重され、その人なりに自立した生活を送るには、それを支援する施策を充実させていくとともに、地域社会の担い手である市民一人ひとりが互いに尊重しあい、助けあう地域をつくる必要があります。そのためには、高齢者自身の積極的な参加のもとで、地域住民と行政の協働による環境整備を通じて、誰もがふれあい、助けあい、支え合いながら、安心して生活することができる地域づくりをめざします。

### 基本目標3 総合的かつ効率的な施策の推進

すべての高齢者が、住み慣れた地域で自立し安心して暮らし続けるようにするためには、福祉をはじめ、保健、医療、雇用、社会参加、生涯学習、住宅、生活環境整備等の生活を支える施策を提供することが大切です。

本市は、高齢者が生きがいをもち、安心して暮らせる地域づくりを構築するため、総合的かつ効率的な施策を推進していきます。

# 高齢者保健福祉事業等の推進

高齢者を支える保健・福祉の基盤として、市内には保健センター3か所と母子健康センター2か所、総合相談窓口として地域包括支援センター4か所、在宅介護支援センター4か所を設置しています。また、集会場やコミュニティセンター、集落センター等各集落にある施設を活用した介護予防事業を積極的に展開し、高齢者の健康増進や支援が必要な人を支えています。こうした各種事業にあたっては、医療機関や関係機関と連携して実施しています。

## 1. 高齢者保健事業の推進

### 健康づくり

- ① 元気を増やし病気を減らす「総合的健康づくり」
- ② 主役は市民、一人ひとりの健康づくり
- ③ 人が人を元気にし、地域社会を元気にする
- ④ 地域や関係機関との連携のもとに健康づくり

### 健康診査・保健指導

- ① 特定健康診査等
- ② 骨粗しょう症検診
- ③ がん検診
- ④ 訪問指導

### 歯科保健対策

- ① 歯周疾患検診

### 食育と栄養対策

- ① 生活習慣病予防や高齢期の望ましい食生活に対する啓発
- ② 地域や関係団体が一体的に高齢者の食育・栄養対策を支援
- ③ 佐渡の食文化を守り、継承する活動へ的高齢者の活躍の場を促進

## 2. 高齢者福祉事業等の推進

### 高齢者生活支援事業

- ① 外出支援サービス事業
- ② 寝具洗濯サービス事業
- ③ 配食サービス事業
- ④ 高齢者・障害者向け住宅整備補助事業
- ⑤ 緊急通報サービス事業
- ⑥ 老人日常生活用具給付等事業

### 家族介護支援事業

- ① 徘徊高齢者家族支援サービス事業
- ② 介護手当支給事業

### 施設サービス等

- ① 養護老人ホーム
- ② 軽費老人ホーム
- ③ 老人福祉センター

### 社会参加を促進する地域づくりの推進

- ① 学習活動
- ② 運動教室
- ③ 社会参加の促進
- ④ 高齢者の生きがい支援と就労対策

### 安全・安心な地域づくりの推進

- ① 防災対策
- ② 防犯・交通安全対策
- ③ 消費者対策
- ④ 生活環境対策

# 介護保険事業の推進

## 1. 介護サービス提供基盤の整備予定

本計画期間中に予定しているサービス基盤整備(開設)は、次の通りです。

平成27年5月に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を1事業所(定員29人)、小規模多機能型居宅介護を1事業所(登録定員25人)、認知症対応型通所介護を1事業所(定員12人)、それぞれ整備します。

また、平成29年4月にも、小規模多機能型居宅介護1事業所(登録定員29人)の整備を予定しています。

サービス種別	整備数	開設年月
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人	平成27年5月
小規模多機能型居宅介護	登録定員25人	
認知症対応型通所介護	定員12人	
小規模多機能型居宅介護	登録定員29人	平成29年4月

また、本計画期間中に整備に着手し、平成30年度の第7期計画以降に提供を開始する予定のサービスは、次の通りです。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を1事業所(定員29人)、認知症対応型共同生活介護を1事業所(2ユニット定員18人)、いずれも平成29年度に整備に着手し、平成30年度のサービス提供開始を予定しています。

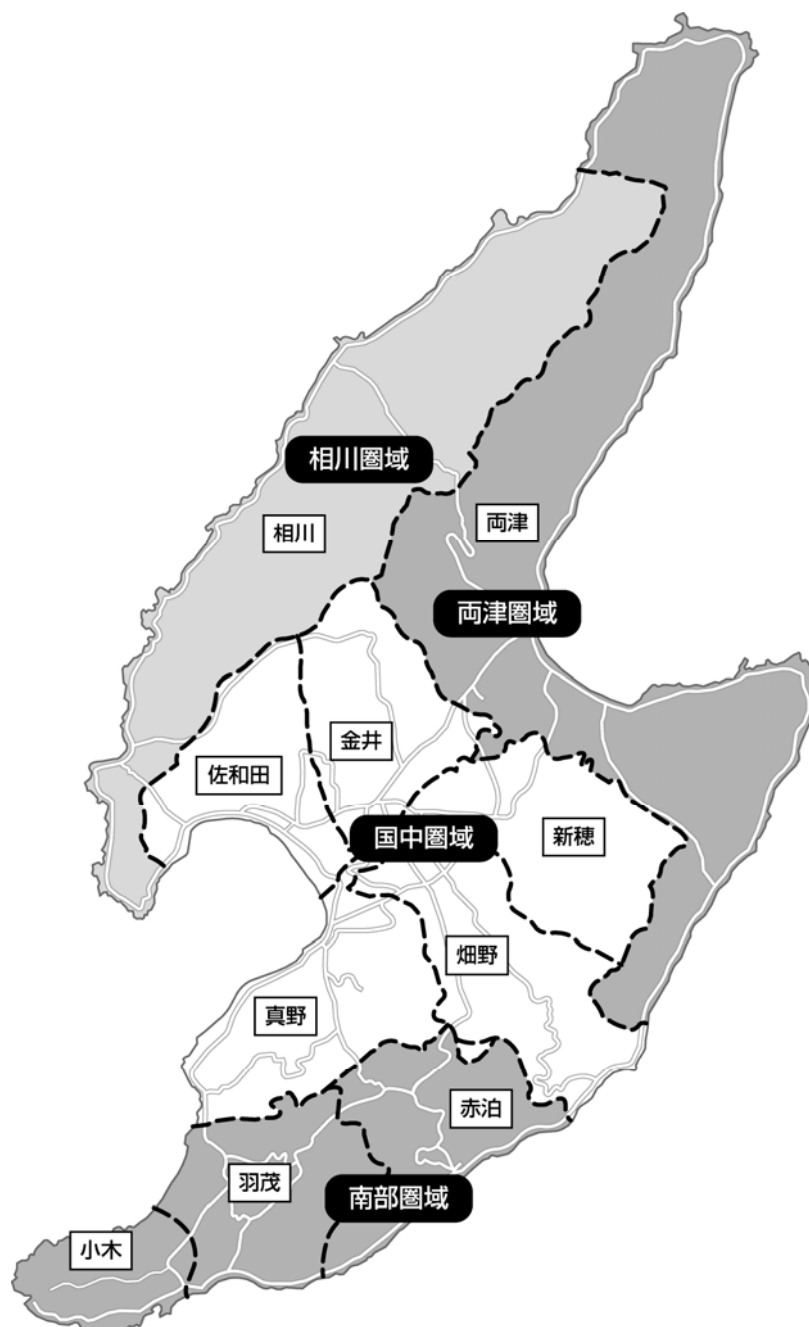
施設等種別	整備数	整備着手予定年度	サービス提供開始予定年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人	平成29年度	平成30年度
認知症対応型共同生活介護	2ユニット 定員18人		



## 2. 日常生活圏域の設定

今後の基盤整備においては、従来のような市町村全域を単位として個々の施設を整備する「点の整備」ではなく、身近な生活圏域にさまざまなサービス拠点が連携する「面の整備」が求められるとともに、地域住民が公共サービスを含めたさまざまなサービスの担い手として参加し、コミュニティの再生や新たな公共空間の形成が図られることで、高齢者が住み慣れた地域での生活継続が可能となるような基盤整備が必要となります。

近年の社会情勢の変化もあり、人口、高齢者数、要支援・要介護認定者数、介護サービス基盤整備状況の他に、地理的条件および交通事情も勘案し、第5期介護保険事業計画と同様に下図の4圏域と再設定します。



### 3. 施設・居住系サービス利用者数の推計

現状のサービス利用の状況およびサービス基盤の状況から、本計画期間における施設・居住系サービスの利用者数を次の通り推計しました。

長期的視点で見れば、平成37年度までには、広域施設である介護老人福祉施設等の利用者増を見込み、また、平成29年度に介護療養型医療施設が介護老人保健施設に転換することを想定して見込みました。

(単位：人/月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
施設・居住系サービス利用者数	1,335	1,335	1,335	1,460	1,453
施設利用者	1,142	1,142	1,142	1,244	1,237
介護老人福祉施設	588	588	588	632	628
介護老人保健施設	411	411	414	443	440
介護療養型医療施設	3	3	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	140	140	140	169	169
居住系サービス利用者	193	193	193	216	216
特定施設入居者生活介護	99	99	99	103	103
認知症対応型共同生活介護	94	94	94	113	113
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0

### 4. 標準的居宅サービス対象者数の推計

要介護等認定者の推計数から、前項の施設・居住系サービスの利用者数を減じ、本計画期間における標準的な居宅サービス対象者数を次の通り推計しました。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	412	397	386	396	355
要支援2	664	664	666	691	673
要支援者総数	1,076	1,061	1,052	1,087	1,028
要介護1	992	1,056	1,120	1,221	1,150
要介護2	756	808	861	943	972
要介護3	399	371	353	357	322
要介護4	471	536	608	703	738
要介護5	392	377	364	304	321
要介護者総数	3,010	3,148	3,306	3,528	3,503
総数	4,086	4,209	4,358	4,615	4,531

## 5 . 介護保険サービス量の見込み

居宅サービスの利用見込みは次の通りです。

利用見込みにあたっては、第5期計画における各サービスの利用実績の推移とともに、今後見込まれる利用者数の増加、サービス供給体制の動向等を勘案しました。

居宅サービスの見込量			平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問介護	介護	回/月	14,630	15,111	15,793
	予防	人/月	210	208	207
訪問入浴介護	介護	回/月	345	358	372
	予防	回/月	0	0	0
訪問看護	介護	回/月	381	439	508
	予防	回/月	7	10	13
訪問リハビリテーション	介護	回/月	757	947	1,168
	予防	回/月	249	298	347
居宅療養管理指導	介護	人/月	53	55	57
	予防	人/月	10	11	11
通所介護	介護	回/月	10,946	11,385	11,877
	予防	人/月	186	184	182
通所リハビリテーション	介護	回/月	1,691	1,823	1,980
	予防	人/月	74	75	77
短期入所生活介護	介護	日/月	6,153	6,656	7,222
	予防	日/月	70	85	100
短期入所療養介護	介護	日/月	1,054	1,070	1,087
	予防	日/月	2	2	2
特定施設入居者生活介護	介護	人/月	90	90	90
	予防	人/月	9	9	9
福祉用具貸与	介護	人/月	1,020	1,074	1,138
	予防	人/月	106	119	134
福祉用具購入費	介護	人/月	32	33	34
	予防	人/月	6	6	7
住宅改修費	介護	人/月	33	34	36
	予防	人/月	6	5	5
居宅介護支援・介護予防支援	介護	人/月	2,250	2,329	2,421
	予防	人/月	478	464	452

地域密着型サービスの利用見込みは次の通りです。利用見込みにあたっては、実績、利用者数の増加とともに、今後のサービス提供基盤の整備予定等を勘案しました。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護については、本計画においてのサービス量を見込んでいませんが、今後のサービスニーズの動向、事業者の参入意向を継続的に把握し、次期計画策定における基盤整備を検討します。

地域密着型サービスの見込量			平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症対応型通所介護	介護	回/月	422	424	399
	予防	回/月	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	介護	人/月	72	72	98
	予防	人/月	3	3	6
認知症対応型共同生活介護	介護	人/月	94	94	94
	予防	人/月	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	介護	人/月	140	140	140

施設介護等サービスの利用見込みは次の通りです。

利用見込みにあたっては、実績、利用者数の増加、サービスの利用意向等を勘案しました。なお、介護療養型医療施設については、平成29年度末までに廃止が予定される施設類型であることから、介護老人保健施設への転換を想定して平成29年度は利用者を見込まないこととしました。

施設介護等サービスの見込量		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人福祉施設	人/月	588	588	588
介護老人保健施設	人/月	411	411	414
介護療養型医療施設	人/月	3	3	0

## 6 . 介護給付等対象サービスの確保方策

### (1) 居宅サービス

居宅サービスについては、介護認定者数の増加とともにサービス利用者が増加し、あわせて市内のサービス提供事業所数も増加してきたことから、サービス提供はおおむね順調に推移するものと考えられます。ただし、利用増の傾向が顕著であり、今後とも大幅な利用増が見込まれる訪問リハビリテーションについては1事業所のみでの提供体制であり、サービス提供基盤の確保にむけた事業者との調整を継続します。

また、増加する利用ニーズの動向を注視し、必要な場合には新規事業者の参入を促進するなど、市内全域におけるサービス提供体制の確保に努めます。

### (2) 地域密着型サービス

平成18年度から開始された比較的新しいサービス類型ですが、徐々にサービス提供基盤が整い、現状、7事業所において計14事業（認知症対応型共同生活介護5事業所、認知症対応型通所介護2事業所、小規模多機能型居宅介護2事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護5事業所）のサービス提供体制となっています。

本計画においては、未整備圏域や地域的偏在の解消等をめざし、圏域ごとの整備バランスを考慮しながら、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護の新規開設を予定していることから、新規事業への参入を促進し、整備目標の達成に努めます。

### (3) 施設・居住系サービス

本計画期間中の新規開設は予定されていませんが、現状のサービス提供体制において、おおむね順調に推移するものと考えられます。介護療養型医療施設については、介護老人保健施設等への転換が予定されていることから、本市利用者の利用施設転換に係る動向を注視し、適切な対応を図ります。

## 7. 地域支援事業の推進

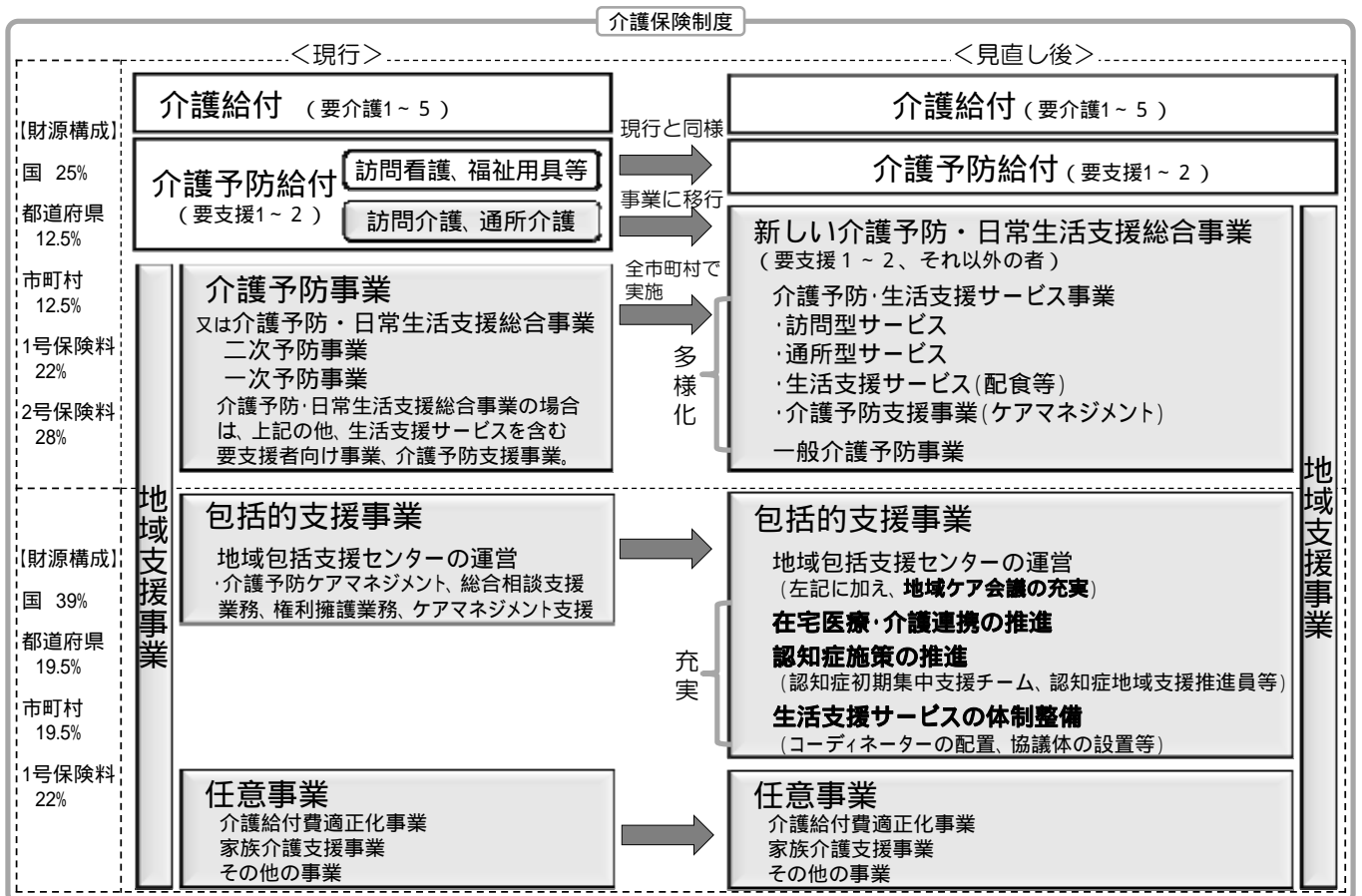
介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療・予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっています。

要支援者の多様な生活支援ニーズについて、従来予防給付として提供されていた全国一律の「介護予防訪問介護」および「介護予防通所介護」を、市町村の実施する「総合事業」に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、「介護予防訪問介護」および「介護予防通所介護」と住民等の参画による多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すこととなりました。



本市では、円滑な制度移行ができるよう平成28年度までは生活支援・介護予防サービスの体制整備等を進め、平成29年度から総合事業を開始することとしました。

介護予防・日常生活支援総合事業への移行と地域支援事業の構成



## 8 . 所得段階別保険料の見込み

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、地域支援事業に要する費用等から構成されます。

一方、事業費の財源は、国の負担金、都道府県の負担金、区市町村の負担金（一般会計繰入金）、国の調整交付金、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料等で賄われます。

第6期計画における第1号被保険者の介護保険料は、介護保険事業費の見込みをもとに、国が示した算定手順に基づいて算出したものです。

第5段階の 5,800 円を基準として、保険料弾力化適用による各所得段階別の保険料は次の通りです。

所得段階	対象者	負担割合	保険料
第1段階	・生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下等	基準額 ×0.50	年額 34,800円 月額 2,900円
第2段階	世帯全員が非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.75	年額 52,200円 月額 4,350円
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入120万円超等	基準額 ×0.75	年額 52,200円 月額 4,350円
第4段階	本人が非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.90	年額 62,600円 月額 5,220円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）	基準額 ×1.00	年額 69,600円 月額 5,800円
第6段階	本人が市民税課税の方 (合計所得120万円未満)	基準額 ×1.20	年額 83,500円 月額 6,960円
第7段階	本人が市民税課税の方 (合計所得120万円以上190万円未満)	基準額 ×1.30	年額 90,400円 月額 7,540円
第8段階	本人が市民税課税の方 (合計所得190万円以上290万円未満)	基準額 ×1.50	年額 104,400円 月額 8,700円
第9段階	本人が市民税課税の方 (合計所得290万円以上)	基準額 ×1.70	年額 118,300円 月額 9,860円

※低所得者への第1号保険料の負担軽減について

介護保険法の改正により、平成27年4月から消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けることとしています。

平成27年度から平成28年度は、第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減します。

また、消費税率10%への引上げが行われる平成29年4月からは、市町村民税非課税世帯全体を対象として、国の制度改正に合わせ、軽減を実施することとしています。

# 計画の評価と推進体制

## 計画実現のための体制づくり

### (1) 広報活動の充実

パンフレット等による広報活動はもちろん、民生委員児童委員、老人クラブなど地域組織や医療機関、サービス事業者等と連携しながら幅広く情報提供を行うなど、あらゆる機会を通じて介護保険制度および保健・福祉サービスの周知に努めます。

### (2) 庁内体制の整備

保健事業、福祉事業、その他生涯学習、社会参加、バリアフリー化等の関連施策等の実施のため、関係各課において十分な連携のもとに適切な対応を図ります。

また、持続可能な介護保険制度の適切な運営にむけて、適正な要介護・要支援認定、介護サービスの確保、保険料の徴収等に努めていきます。

### (3) 地域の福祉体制の整備

市行政当局だけでなく、地域社会や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の各種団体、保健・医療・福祉施設やサービス事業者との連携した地域ケア体制の実現が重要となります。

これらの機関との連携を今まで以上に強化し、相互の情報交換や協力体制を推進します。

## 計画の達成状況の点検及び評価

### (1) 進行管理

毎年度、本計画の進捗状況を調査し、社会の情勢や市民の意向を踏まえながら、計画の効果的な推進にむけて適切な見直しを行っていきます。

### (2) 事業の評価・点検

計画の効果的な実施を進めるためには、計画に定めた内容についての継続的な調査と点検、評価が必要です。

各施策・事業についても、サービスの利用量やサービス事業者の供給量を確認、分析するだけでなく、利用者が満足するサービスの提供がなされているかなど豊かな暮らしを育む視点から施策評価を行い、事業の改善を進め、適正な運用をめざします。